

先生各位

検体の取扱いについてのご案内 (尿中核マトリックスプロテイン 22)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、下記項目の尿検体の取扱いについてのご案内を申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《検査項目》	尿中核マトリックスプロテイン 22 (NMP22) 〔総合検査案内 P.85〕
《項目コード》	1615
《検体取扱い》	採尿後、速やかに(24時間以内)遠心分離(1500rpm(500G)5分間)し、上清をU4(専用)容器に移し替えて冷蔵保存。 遠心分離が不可能な場合は、必ず冷蔵保存。 正誤差を生じるため、溶血検体・カテーテル尿・膀胱鏡検査施行後またはカテーテル施行後5日以内の採尿検体は不可。 凍結検体不可。
《理由》	従来、本検査における尿検体の取扱いについて、肉眼的血尿検体は測定できないとの見解により、その時々にご連絡させていただいておりました。 しかし、先生方から肉眼的血尿検体でも測定したいとのご要望が強く、肉眼的血尿検体における正誤差の要因と測定の可能性について試薬メーカーにて検討が行われました。 実施された赤血球添加実験により、凍結保存した検体では測定値に正誤差が認められましたが、冷蔵保存検体では測定値への影響が認められませんでした。これにより肉眼的血尿検体における測定値への正誤差は、凍結融解による赤血球の溶血によるものと考えられます。 この事を踏まえ、肉眼的血尿検体を含む全ての尿検体についての取扱いをあらためてご案内させていただきます。